

令和5年3月6日
庶務課

給付型奨学資金制度の創設について

1 経緯

- 高校無償化以降、国や都の助成制度の充実により、貸付件数は減少を続けており、コロナ禍やウクライナ情勢、円安などによる厳しい経済状況にあっても、減少傾向に変化はなく、制度の見直しが急務である。
- また、少子化対策における子育て支援の拡充は喫緊の課題であり、令和5年4月1日より施行されるこども基本法においても「こどもの置かれている環境等にかかわらず、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す」とされており、取り組みの更なる充実が求められている。
- このことから、学習に意欲のあるこどもが、学業に専念できるよう支援するため、現行の貸付制度に代わり、新たに給付型奨学資金制度を創設する。

2 事業概要

(1) 対象者

- 区内に1年以上居住し、奨学資金給付期間において引き続き区内に居住していること。
- 高校等への進学を希望している中学3年生であること。
- 収入基準、成績基準を満たしていること。

(2) 給付額

- 入学準備金 10万円（入学前に給付）
- 学資金 年額12万円（毎年継続給付にかかる申込・審査を実施予定）

(3) 採用予定人数

50名程度

(4) 開始時期

令和6年3月の入学準備金から給付を開始

※令和5年度に中学校及び義務教育学校を卒業する生徒の高等学校等進学にかかる費用から給付

3 給付スケジュール（予定）

- 11月～12月 募集
- 1月～2月 審査・決定
- 3月 合格決定後、入学準備金支給

4 その他

- (1) 令和5年度生をもって貸付制度は終了。（既決定者についての貸付は継続）
- (2) 適正且つ円滑なる運営を図るため、貸付制度と同様に諮問機関を設ける予定。
- (3) 令和5年第2回区議会定例会にて条例案を提出予定。